

国保のお知らせ

入院した時の食事代と自己負担



国保加入の70歳以上の入

国民健康保険に加入されている70歳以上の人が入院したときの食事代や医療費の自己負担額については、同じ世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の場合、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口で提示することで減額されます。

この判定の基準となる対象年度が8月1日で切り替わったため、前述の条件に該当される人は、被保険者証、印鑑をお持ちのうえ、市民課国保年金医療係または各支所地域窓口係で認定証の交付を申請してください。申請は随時受け付けます。なお、認定証は申請を行った月の初日から有効です。

また、過去12カ月において90日を超える入院をされている場合は、入院期間を証明できる書類（領収書等）を併せて持参願います。

国保加入の70歳未満の人

70歳未満の人についても、同じ世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の場合、同様に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口で提示することで、入院時の食事代等が減額されるほか、入院の場合の医療機関での窓口負担も一定額までとなります。

また、住民税非課税でない人についても、「限度額適用認定証」を医療機関で提示することにより、入院時の窓口での支払

いは自己負担限度額までとなります。

これについても、70歳以上の人と同様に市民課国保年金医療係または各支所地域窓口係にて認定証の交付を申請してください。

なお、「限度額適用認定証」は、保険料（税）に未納があるときは、交付できない場合があります。

高額療養費の支給対象

薬局において院外処方箋を支払った一部負担金は、その処方せんを発行した医療機関に支払った一部負担金と合わせて計算されます。この合算も含め、高額療養費支給には申請が必要ですので、ご注意ください。

■入院した時の食事代等

対象者	食事代 / 1食	療養病床入院の65歳以上の人 (*1)	
		食事代 / 1食	居住費 / 日
① 一般の人 (②、③以外の人)	260円	460円 (*2)	320円
② 同じ世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人 (70歳以上の場合は【低所得II】)	入院日数90日以下	210円	320円
	過去12カ月の入院日数90日超	160円	320円
③ 同じ世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円で計算)を差し引いた場合その世帯の各所得が0円になる70歳以上の人【低所得I】	老齢福祉年金受給者以外	100円	320円
	老齢福祉年金受給者	100円	0円

*1 入院医療の必要性が高い人などは負担が療養病床以外の病棟に入院している場合の食事代と同額になります(居住費はかかりません)。

*2 保険医療機関の施設基準等により、420円となる場合もあります。

■70歳未満の人または世帯合算時の自己負担限度額

上位所得者 (基礎控除後の所得が600万円を超える場合)	150,000円+(医療費が500,000円を超えた場合、超過額の1%)
一般	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%)
同じ世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人	35,400円

■70歳から74歳の人自己負担限度額

	外来(個人ごと)	入院	世帯単位
現役並み所得者 (*1)	44,400円	80,100円+1% (*2)	80,100円+1% (*2)
一般	12,000円	44,400円	44,400円
低所得IIの人	8,000円	24,600円	24,600円
低所得Iの人	8,000円	15,000円	15,000円

*1 同一世帯に一定以上(課税所得145万円以上)の所得がある国保被保険者がいる人

【年収例】

・単身世帯の場合(年金+給与収入) 383万円以上

・2人以上世帯の場合(年金+給与収入) 520万円以上

※ただし、課税所得145万円以上でも、年収が上記金額に満たない人は、長門市役所国保年金医療係または各支所地域窓口係へ申請することにより1割負担になります。

*2 医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%が加算されます。